

ちゃんぷる 5G HOME 通信サービス利用約款

第1章 総則

第1条（目的および適用範囲）

本約款は、有限会社メディアちゃんぷる沖縄（以下「当社」といいます）が提供する通信サービス「ちゃんぷる Net 5G ホームルーター」（以下「本サービス」といいます）の提供に関する通信利用契約、および当該通信サービスを利用するために当社が契約者に貸与する通信機器（以下「本端末」といいます）のレンタル契約、ならびにこれらに付随する一切のサービス（以下総称して「本契約」といいます）の利用条件を定めることを目的とします。本約款は、当社と契約者との間の本契約に関わる一切の関係に適用されるものとし、契約者は本サービスを申し込んだ時点で、本約款および当社が別途定める「重要事項説明書」等の諸規定に同意したものとみなされます。

当社が公式サイト、電子メール、書面等を通じて提示する諸規定は、本約款と一体をなすものとし、本約款とこれらの諸規定の内容が矛盾または相違する場合は、より具体的な制限が課されている規定、または後に制定された規定が優先して適用されるものとし、

第2条（消費者契約法等の適用）

本契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第3項に定める消費者契約に該当する場合、本約款のうち、当社の責任を完全に免除する条項、または契約者に過大な賠償を課す条項等の、消費者契約法第8条から第10条に抵触する規定は適用されないものとします。

前項の規定により本約款の一部が消費者契約法等の強行法規に抵触し、その部分が無効となった場合であっても、本約款のその他の規定は、当該強行法規の範囲内で最大限に有効に存続するものとします（分離条項）。

第3条（約款の変更）

当社は、民法第548条の4の規定に基づき、以下の各号のいずれかに該当する場合、契約者の個別の承諾を得ることなく、当社の裁量により本約款を変更できるものとします。

- (1) 本約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 本約款の変更が、契約目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

当社は、本約款を変更する場合、その効力発生時期を定め、変更後の約款の内容および効力発生時期を、当社公式サイトへの掲載その他当社が適当と判断する方法により、あらかじめ周知するものとします。

効力発生時期以降に契約者が本サービスを利用した場合、または当社の定める期間内に解約手続きを取らなかった場合、契約者は変更後の約款に同意したものとみなされます。

第4条（用語の定義）

本約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 「契約者」：本約款に基づき、当社と本契約を締結した法人、個人事業主、または個人。
- (2) 「本端末」：当社が本サービスのために契約者にレンタル（貸与）する通信機器およびその附属品一式。
- (3) 「SIM カード」：回線提供元が発行し、当社が貸与する本サービス利用のための IC カード。
- (4) 「レンタル契約」：当社が本端末を契約者に貸与し、契約者が賃料（レンタル料）を支払うことを内容とする契約。
- (5) 「レンタル料」：レンタル契約に基づき契約者が支払うべき月額賃料。
- (6) 「継続サポート割引」：当社が通信契約の継続を条件に、月額利用料からレンタル料相当額を割引く特典制度。
- (7) 「回線提供元」：当社に対し通信回線および通信設備を卸提供する電気通信事業者（MVNE/MNO）。
- (8) 「強制解除」：契約者の規約違反等に基づき、当社が契約者の意思に関わらず本契約を解除すること。

第5条（誠実義務および準拠法）

当社および契約者は、本契約の解釈や履行において疑義が生じた場合、信義誠実の原則に従い、協議の上で円滑な解決を図るものとします。

本契約および本約款の成立、効力、履行、および解釈に関しては、すべて日本法が適用されるものとします。

第6条（合意管轄）

本契約に関し、当社と契約者との間で紛争が生じた場合は、訴額に応じて、那覇地方裁判所または那覇簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第2章 契約の締結・変更

第7条（契約の申込み）

本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます）は、当社所定の Web サイトまたは書面等の申込み手続きに従い、次に掲げる事項を正確に届け出るものとします。

- (1) 氏名、商号、住所、生年月日、連絡先電話番号および電子メールアドレス
- (2) 支払いに使用するクレジットカード情報
- (3) その他当社が別途指定する事項

申込者は、申込みにあたり、法令に基づく本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、または法人の場合は登記事項証明書および代表者の本人

確認書類等)を、当社が指定する形式で提出・提示するものとします。

申込者は、前項の提出書類の内容が、現在有効かつ正確なものであることを保証するものとします。提出書類の内容に不備がある場合、当社は申込みを拒絶することができるものとします。

第8条（クレジットカード登録および開通手続き）

申込者は、本サービスの料金等の支払方法として、申込者本人名義（法人の場合は当該法人または代表者名義）の有効なクレジットカード情報を当社に登録しなければならないものとします。

当社は、申込者が提供したクレジットカード情報の有効性および支払能力について、クレジットカード会社等を通じて確認を行うものとします。

当社は、前項の確認が完了し、かつ本端末およびSIMカードの発送準備が整った時点をもって「開通手続き」を行うものとします。

クレジットカードの有効性が確認できない場合、または当社が定める期間内に登録手続きが完了しない場合、当社は当該申込みを自動的に無効とすることができるものと、申込者はこれに異議を唱えないものとします。

第9条（契約の成立）

本契約は、申込者が本約款に同意の上で申込みを行い、当社が審査を経てこれを承諾し、第8条第3項に定める開通手続き（本端末等の発送）を開始した時点をもって成立するものとします。

当社が承諾する前であっても、申込者が本サービスの利用を開始したとみなされる行為（通信の利用等）を行った場合、本契約は成立したものとみなされます。

第10条（申込みの承諾および拒絶）

当社は、申込者が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、その申込みを承諾せず、または承諾を留保することができるものとします。なお、当社は拒絶の理由を開示する義務を負わないものとします。

- (1) 申込みの内容に虚違、誤記、または記入漏れがあった場合。
- (2) 第8条に基づくクレジットカードの有効性が確認できない場合。
- (3) 過去に当社との契約において、料金の支払遅延、強制解約、その他本規約違反があった場合。
- (4) 申込者が反社会的勢力に該当し、またはその恐れがあると当社が判断した場合。
- (5) 申込みに際して提出された本人確認書類が偽造、変造されたものであると疑われる場合。
- (6) 本サービスを公序良俗に反する目的、または当社の利益を毀損する目的で利用する恐れがある場合。

- (7) 技術上、または業務遂行上、本サービスの提供が困難であると当社が判断した場合。
- (8) その他、当社が本契約の締結を不適当と判断した場合。

第 11 条（届出事項の変更）

契約者は、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、クレジットカード情報その他当社に届け出た内容に変更が生じた場合、直ちに当社指定の方法により変更の届出を行うものとします。

契約者が前項の届出を怠ったことにより、当社からの通知や本端末等の送付物が延着し、または到達しなかった場合、当該通知等は通常到達すべき時に到達したものとみなします。届出の遅延により生じた契約者の不利益について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 12 条（権利義務の譲渡等の禁止）

契約者は、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、本契約に基づく契約者としての地位、権利もしくは義務を第三者に譲渡、貸与、担保提供、または処分することはできないものとします。

当社が本サービスにかかる事業を第三者に譲渡した場合（会社分割、事業譲渡その他事業が移転するあらゆる場合を含みます）、当社は本契約上の地位、権利、義務および契約者の登録情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡できるものとし、契約者はこれにあらかじめ同意するものとします。

第 3 章 サービスの内容・通信品質および保守

第 13 条（本サービスの内容）

本サービスは、回線提供元のネットワークを利用し、当社が契約者に提供するデータ通信サービスです。

本サービスは「ベストエフォート型」サービスであり、通信速度は規格上の理論値であり、実使用速度を保証するものではありません。

通信環境、回線の混雑状況、契約者が使用する端末以外の機器（パソコン、スマートフォン等）、契約者が居住する地域の電波状況、または天災地変等の不可抗力により、通信速度が著しく低下し、または通信が切断される場合があることを契約者はあらかじめ了承するものとします。

第 14 条（通信制限および公平な利用）

当社は、すべての契約者に対して公平かつ安定した通信品質を提供するため、以下の各号に該当する場合、契約者に事前に通知することなく、一時的に通信速度の制限または通信の一時停止を行うことができるものとします。

- (1) 回線提供元が定める基準（一定期間内のデータ通信量）を超える大量のデータ通信が確認された場合。
- (2) ネットワーク全体に過度な負荷を与える行為、または他者の通信に悪影響を及ぼす行為が確認された場合。
- (3) その他、電気通信事業法に基づき、通信の安定的提供のために必要があると当社が判断した場合。

前項に基づき実施された通信制限または通信停止により契約者に損害が生じた場合でも、当社は故意または重大な過失がある場合を除き、一切の賠償責任を負わないものとし、利用料金等の減額や免除は行わないものとします。

第 15 条（本端末の保守およびサポート）

当社は、レンタル契約に基づき、本端末が通常の使用範囲内において自然故障（当社およびメーカーが認める不具合）した場合、当社所定の基準により無償で代替機との交換対応を行うものとします。

前項の対応を受ける場合、契約者は当社が指定する故障診断の手順に従い、必要に応じて本端末および附属品を当社に送付するものとします。

次の各号に該当する場合、第 1 項の無償交換対応の対象外とし、当社は契約者に対し、本端末の交換費用または修理費用を請求できるものとします。ただし、第 16 条に定める安心サポートオプション加入者は、同条の規定が優先されます。

- (1) 契約者の故意、過失、不適切な管理または使用方法による故障や破損（落下、水濡れ、紛失等）。
- (2) 本端末の分解、修理、改造、または第三者による不適切な修理が行われた場合。
- (3) 火災、地震、風水害等の天災地変による故障。
- (4) その他、通常の使用に伴う損耗を超えた毀損と当社が判断した場合。

本端末の交換は、当社が提供可能な在庫の範囲内で行うものとし、契約者は、交換用端末の機種が、利用中のものと必ずしも同一の機種ではない場合があることをあらかじめ了承するものとします。

第 16 条（安心サポートオプション）

契約者は、別途当社の定める「安心サポートオプション」に加入することで、第 15 条第 3 項の規定にかかわらず、過失（落下、水濡れ等）による故障や破損時においても、当社所定の免責金額（または無償）にて代替機との交換サービスを受けることができます。本オプションの月額利用料は 330 円（税込）とし、本サービスの月額利用料と併せて支払うものとします。

本オプションの加入および解約は、当社が別途定める手続きに従うものとします。なお、既に故障・破損が発生した後からの本オプション加入は認められないものとします。

第 17 条（禁止事項）

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) SIM カードを、当社が貸与した本端末以外の機器に装着して利用する行為。
- (2) 本端末を、当社が指定する以外の目的または方法で使用する行為。
- (3) 通信の暗号化やネットワークの管理を回避する行為、または不正な通信を中継する行為。
- (4) 本サービスを通じて、法令または公序良俗に反する情報、または第三者の権利を侵害する情報を送受信する行為。

第 18 条（契約終了後の通信および保守の停止）

本契約が理由の如何を問わず終了した場合（解約、解除、初期契約解除を含む）、契約者は直ちに本サービスによる通信利用ができなくなるものとします。また、契約終了後は、本端末に関する保守、設定サポート、アフターサービス等の提供も当然に終了するものとします。

第 4 章 本端末のレンタル、所有権の帰属および返却義務

第 19 条（本端末のレンタル契約）

契約者は、本サービスの利用申込みと同時に、当社から本端末の貸与を受けるものとします。本端末のレンタル期間は、利用開始日（第 9 条第 1 項）が属する月から起算して 12 ヶ月日の末日までとします。

本端末のレンタル料は、月額 1,650 円（税込）とします。

第 20 条（継続サポート割引）

当社は、契約者に対し、本サービスの通信契約が有効に継続していることを条件として、各月の月額利用料から、第 19 条に定める本端末のレンタル料相当額（1,650 円）を割り引く「継続サポート割引」を適用するものとします。

継続サポート割引は、本サービスを継続利用することによる特典であり、レンタル料そのものを免除または無料化するものではありません。通信契約が終了した場合、当然に本割引も終了するものとします。

第 21 条（所有権の帰属）

本端末の所有権は常に当社に帰属するものとします。契約者は、本端末を当社の所有物として善良なる管理者の注意をもって使用・保管しなければなりません。

第 22 条（期間内解約における「早期解約精算金」）

レンタル期間（12 ヶ月間）が満了する前に、理由の如何を問わず本契約が終了（契約者による解約、当社による強制解除を含む）した場合、契約者は、レンタル料未払分として「早

期解約精算金」を当社に支払う義務を負うものとします。

前項の早期解約精算金の額は、1,650 円（税込）に、「12 ヶ月から利用開始月を含む利用済月数を差し引いた残月数」を乗じた額とします。

第 23 条（本端末の管理責任）

契約者は、本端末の所有権が常に当社に帰属することを認識し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、第三者への譲渡、転売、転貸、質入れ、分解、改造、または本サービス利用以外の目的での使用を行ってはなりません。

契約者の責めに帰すべき事由により、本端末が紛失、全損、または修理不能な損害を受けた場合、契約者は当社に対し、本端末の残存簿価相当額または当社が定める損害賠償金を支払うものとします。

第 24 条（本端末の返却義務）

契約者は、本契約が理由の如何を問わず終了した場合、終了日から 14 日以内に、本端末一式（本体、SIM カード、附属品、梱包箱等）を、当社指定の場所に返却しなければなりません。

返却に要する送料等の費用は、契約者の負担とし、必ず元払いにて発送するものとします。万が一、契約者が当社に対し着払い（運賃受取人払）にて本端末一式を発送した場合、当社は当該着払い送料の実費を契約者に請求（登録された決済手段からの引き落としを含む）するものとします。

契約者が前項の期限までに本端末を返却しない場合、または返却された端末に契約者の責めに帰すべき事由による著しい破損、欠品、もしくは再利用不可能な状態（汚損・落書き等を含む）が認められる場合、契約者は当社に対し、本端末の相当額（損害賠償金）として、当社が別途定める金額を支払うものとします。

本項の損害賠償金は、当社が登録された決済手段（クレジットカード等）より引き落とすことについて、契約者はあらかじめ同意するものとします。

第 5 章 利用料金等および支払方法

第 25 条（利用料金等の支払義務）

契約者は、本契約に基づき発生する以下の費用（以下「利用料金等」といいます）を、当社が定める期日までに支払う義務を負うものとします。

- (1) 本サービスの月額利用料
- (2) 本端末のレンタル料（継続サポート割引適用前の金額）
- (3) 安心サポートオプション料（加入者のみ）
- (4) 事務手数料（ただし、本サービスにおいては初期事務手数料を 0 円とします）
- (5) その他、本サービス利用に伴い発生する諸費用（消費税等）

利用料金等は、本契約成立日の属する月から発生するものとし、解約、解除その他の理由により本契約が終了した日の属する月まで支払義務を負うものとします。通常解約等の場合、月額料金の日割り計算は行いません。ただし、第 6 章に定める初期契約解除制度が適用される場合は、この限りではありません。

第 26 条（支払方法）

本サービスにおける利用料金等の支払方法は、契約者本人（法人の場合は当該法人または代表者）名義のクレジットカード決済とするものとします。

前項の定めにかかわらず、当社が特に認めた場合、または当社が別途新たな決済方法（口座振替等）を導入し、公式サイト等で告知した場合には、契約者は当該決済方法を選択できるものとします。

契約者は、当社が別途指定する決済手続き（クレジットカード情報の登録または口座振替等の設定）を、当社が指定する期限までに行うものとします。

第 27 条（決済の承認および手続き）

契約者は、当社が登録された決済手段（クレジットカード等）に対して、毎月利用料金等の請求および決済を行うことについてあらかじめ同意するものとします。

決済に必要な手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

決済手段の変更を行う場合、契約者は速やかに当社指定の方法により変更の届出を行うものとします。届出が遅延したことにより生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。

第 28 条（決済不能時の措置）

決済手段の与信枠不足、有効期限切れ、口座残高不足等により利用料金等の決済ができなかった場合、当社は契約者に対して事前に通知することなく、直ちに本サービスのデータ通信（SIM 回線）を一時停止（サスペンド）することができるものとします。

通信停止期間中であっても、契約者はその期間中の月額利用料およびレンタル料の支払義務を免れないものとします。

当社が指定する期限までに支払いが確認できない場合、当社は本契約を強制解除することができるものとします。この場合、第 22 条（期間内解約における早期解約精算金）に準じて精算金を請求するものとします。

第 29 条（遅延損害金）

契約者が利用料金等の支払いを遅延した場合、支払いが確認出来なかった時点で 330 円（税込）を遅延損害金として当社に支払うものとします。

第 6 章 初期契約解除制度

第 30 条（初期契約解除制度の適用）

契約者は、本契約の成立後、本端末および SIM カードを受領した日、または当社が交付する重要事項説明書面等を受領した日のいずれか遅い方の日から起算して 8 日を経過するまでの間、書面または当社が指定する方法により、本契約を解除することができるものとします（以下「初期契約解除」といいます）。

本契約が初期契約解除された場合、本サービスに関する通信契約およびレンタル契約は、当該解除の通知が当社に到達した時点をもって終了するものとします。

第 31 条（初期契約解除の効果）

契約者が初期契約解除を行った場合、本契約の解除に伴う違約金や、第 22 条（期間内解約における早期解約精算金）に定める費用は発生しないものとします。

前項の規定にかかわらず、契約者が初期契約解除を行った場合、当該契約者は初期事務手数料、および解除日までに発生した通信利用料（日割り分を含む）の支払義務をすべて免除されるものとします。

第 32 条（初期契約解除に伴う返却義務）

初期契約解除を行った契約者は、本端末一式（本体、附属品、梱包箱等）および SIM カードを、解除通知から速やかに、当社が指定する返却先に送付するものとします。

返却に要する送料および梱包費用は、すべて契約者の負担とし、必ず元払いにて発送するものとします。万が一、着払いにて発送された場合は、第 24 条第 2 項の規定に準じ、当該着払い送料の実費を契約者に請求するものとします。

契約者が、初期契約解除後 14 日以内に本端末一式および SIM カードを返却しない場合、または返却された本端末等に契約者の責めに帰すべき事由による著しい破損、欠品（付属品や箱の欠損を含む）が認められる場合、契約者は当社に対し、本端末の相当額または損害賠償金を支払う義務を負うものとします。

第 33 条（SIM カードの未返却に関する損害金）

初期契約解除を行った契約者が、前条に基づき SIM カードを返却しない場合、または返却された SIM カードが紛失・破損している場合、契約者は SIM カード損害金として 3,300 円（税込）を直ちに当社に支払うものとします。当社は、登録されたクレジットカードより当該損害金を決済できるものとします。

第 7 章 禁止事項および損害賠償

第 34 条（禁止事項）

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号に該当する行為を行ってはならないもの

とします。

- (1) 当社が提供した SIM カードを、当社が提供した本端末以外の機器に装着して利用する行為、または本端末を他社の SIM カードで利用する行為。
- (2) 本端末を第三者に有償・無償を問わず転貸、譲渡、転売、質入れ、担保提供、または再販売する行為。
- (3) 本端末の分解、改造、リバーシエンジニアリング、または OS の書き換えを行う行為。
- (4) 本サービスを利用して、公序良俗に反する情報、または第三者の権利を侵害する情報(著作権、商標権、名誉権等の侵害を含む)を送受信・掲載する行為。
- (5) 他者の通信を妨害する行為、ネットワークへの不正アクセス、またはウイルス等の有害プログラムを送信する行為。
- (6) 本サービスを本来の目的以外(商用サーバーとしての利用、大量の自動通信を行うプログラム等の実行など)に使用する行為。
- (7) その他、法令、本約款、または当社が定める利用上の注意に反する一切の行為。

第 35 条 (損害賠償責任の制限)

当社は、当社の責めに帰すべき事由により契約者に損害を与えた場合、本約款に基づき賠償責任を負うものとします。ただし、当社の故意または重大な過失がある場合を除き、当社は逸失利益、特別の事情から生じた損害、データの消失、間接的損害については一切の責任を負わないものとします。

当社が賠償責任を負う場合、その賠償額の総額は、当該損害が発生した月に契約者が当社に支払った本サービスの月額利用料およびレンタル料の合計額(消費税等を除く)を上限とします。

契約者が本約款に違反し、または本サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合、契約者は当社に対し、その損害(弁護士費用等の対応費用を含む)を賠償する義務を負うものとします。

第 8 章 契約の解除・終了

第 36 条 (契約者による解約)

契約者は、本契約を解約しようとする場合、解約を希望する月の前月末日までに、当社所定 Web サイトまたは解約フォーム等により当社へ通知を行うものとします。

解約月の利用料金等は、日割り計算を行わないものとし、契約者は当該月分の利用料金等を全額支払う義務を負うものとします。

契約者は、レンタル期間(12 ヶ月間)の満了前に解約する場合、第 22 条の規定に基づき、未払いの「早期解約精算金」を当社に対し直ちに一括して支払うものとします。

契約者は、本契約が終了した日から 14 日以内に、貸与されていた本端末一式(本体、SIM カード、附属品、梱包箱等)を、当社指定の方法により返却するものとします。

第 37 条（当社による強制解除）

契約者が以下の各号のいずれかに該当した場合、当社は、何らの催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとします。

- (1) 第 27 条に定める決済不能状態が解消されない場合。
- (2) 本規約（禁止事項含む）の条項に違反した場合。
- (3) 申込み内容に重大な虚偽があったことが判明した場合。
- (4) 差押、仮差押、競売、破産、民事再生、会社更生等の申立てを受け、または自ら申し立てた場合。
- (5) 連絡先不明、メール不達等により、当社から契約者への連絡が不能となった場合。
- (6) 契約者が反社会的勢力に該当する、または密接な関係を有すると当社が判断した場合。
- (7) その他、本契約を継続し難い重大な事由が発生したと当社が判断した場合。

前項に基づき本契約が解除された場合、契約者は当然に期限の利益を喪失し、直ちに第 22 条に基づく「早期解約精算金」および未払いの利用料金等の全額を支払う義務を負うものとします。

第 38 条（契約終了後の措置）

本契約が理由の如何を問わず終了した場合、契約者は以下の義務を負うものとします。

- (1) 終了日以降、本サービスによるデータ通信の利用を直ちに停止すること。
- (2) 本端末および SIM カードを速やかに当社へ返却すること。返却がなされない場合、または SIM カードや本端末に破損・紛失等の不備がある場合、契約者は別途定める損害金を支払う義務を負うものとします。

第 9 章 雑則

第 39 条（反社会的勢力の排除）

契約者は、自ら（主要な出資者、役員、および実質的に経営に関与する者を含みます）が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊標ぼう暴力集団その他これらに準ずる者をいいます）に該当しないこと、および将来にわたっても該当しないことを表明し、保証します。

契約者が前項の表明に違反した場合、当社は催告なく直ちに本契約を解除でき、これにより契約者に生じた損害について、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。

第 40 条（守秘義務）

契約者は、本契約に関連して知り得た当社の技術上、営業上、その他の業務上の機密情報を、本契約の目的以外に使用し、または第三者に開示・漏洩してはならないものとします。

第 41 条（準拠法および合意管轄）

本約款および本契約の成立、効力、履行、および解釈に関しては、日本法が適用されるもの
とします。

本契約に関し、当社と契約者との間に紛争が生じた場合は、訴額に応じて、那覇地方裁判所
または那覇簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第 42 条（疑義の解決）

本約款に定めのない事項、または本約款の解釈について疑義が生じた場合は、当社および契
約者は信義誠実の原則に従い、協議の上で円滑な解決を図るものとします。